

副町長逮捕

町長の責任を追及

平成十九年十二月定例議会最終日にて
町長の給料を30%カットする議案
処分が軽いとして否決

【事件の概要】

事件は、町職員採用試験をめくり副町長が恐喝未遂容疑で逮捕されたもの。
平成十九年十一月八日、脅された職員が、総務課に相談。相談を受けた職員は副町長に報告。副町長は「私が対応する」と答えた。その後、再度相談があったが、報告は副町長までにとどまり、町長には伝わらず、町長が知ったのは事件発覚の十二月三日であった。

議会の対応

十二月三日 十六時
緊急招集
議員全員協議会を開催

【町長より事件の説明】

町長は、「公務員としてあるまじき行為で誠に申し訳ない」と陳謝、厳正に処分する方針を示す。
「任命権者として責任を感じている。再発防止へ指揮監督を徹底したい。必要に応じて町独自の調査も進めたい」と強調した。

Q 事件の発生から発覚までの経緯は。

A 警察が捜査中のため、詳しいことは言えない。

Q 今回の事件以降の採用試験では問題はないのか。

A 現段階では、分からない。

Q 五日から始まる定例議会では詳細な経緯の説明を求める。

A 責任を感じている。誠心誠意をもって答える。

十二月五日

【定例議会の初日】

【町長より副町長逮捕の報告】

町長は、「任命権者として責任を感じている。申し訳ない」とあらためて陳謝。「再発防止へ職員の指揮監督を徹底したい」と述べ、調査委員会を設置する方針を示した。
副町長の処分は、「警察の捜査状況を見ながら解職の時期を決めたい」とした。

議員九名が緊急質問

Q 立場を利用した悪質な行為。

A 卑劣な行為と認め、警察の捜査状況を見ながら解職時期を決めたい。

Q 町民の信頼を失墜させた責任は。

A 信頼を失墜させたことは深く反省している。信頼を回復させるためにも、事件の解明とともに早々の処分ならびに、事件の調査委員会を立ち上げ原因究明と対策を講じる。

Q 町長の責任は。

A 早い時期に明らかにする。

Q 職員の再教育と意識改革は。

A 職員に不利益が生じることなく、上司に対し不正等を通報できるような仕組みを検討するなどの見直しを行う。

Q

副町長は採用にどれだけの権限があったのか。

A 副町長（当時総務部長）は、選考委員長であったが、選考委員会は五人の合議制。今後は公平・透明性を整理・検証する。

Q 助役選任を議会で一度否決している。人柄に問題があったと言えないか。

A 個人のプライベートな面には立ち入れない。人間性については把握していない部分もある。

「たが、過去の業務実績を考慮して、議会には選任の同意を求めた。」

十二月七日

【議決】

議員全員が反対
期末手当のアップを見送る

議員の期末手当をアップする条例案が提出されたが、議員全員が反対。否決した。

反対討論

○この事件は、議会にも一部責任がある。
○財政難の折、経済情勢や近郊市の状況を考慮すると上げるべきでない。

【議案】

町長は、監督責任は免れないのは明らか。姿勢を早急に示すべきだと考え、平成二十年一月から三月までの給料を30%カットする議案を提出した。

Q この事件は責任が重く、処分が軽いのではないか。

A 他の自治体の例などから妥当と考える。

Q 定例議会初日には、事件の経過をみて処分を考えるとされている

A 事件への対応を早くすべきと考えた。

反対討論

○この事件は責任が重い。30%であれば一年以上が妥当な処分と考える。
○町長は事件の経過をみて責任の取り方を明確にすると言われた。事件が解明されてない中、責任を示すのは時期尚早である。

賛成討論

事件への対応を早くすることが大事で、30%の三カ月は前例からみて妥当である。

【議決】

賛成少数で否決

町長が提案した自身自身の処分案を議会は否決した。
事件の真相に基づく再提案を待つこととなった。

【副町長解職】

十三時十分
町長は、起訴前の解職について「逮捕送検された事実を重く、解職するのには相当の理由があると判断した」と述べた。

今後、議会としては町民の信頼回復に努めてまいります。